



第 6 期穴栗市障害福祉計画

第 2 期穴栗市障害児福祉計画

(案)



令和3年3月
穴 栗 市



目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨.....	1
2.	計画の位置づけ.....	1
3.	計画の期間.....	2
4.	計画の策定方法.....	3
第2章	宍粟市の現状と課題	4
1.	統計データ等からみる障がいのある人の現状.....	4
2.	障害福祉サービスの提供状況.....	6
3.	地域生活支援事業の提供状況.....	12
4.	課題のまとめ.....	15
第3章	基本理念と体系図	17
1.	第3次障害者計画の基本理念と体系図.....	17
第4章	第6期障害福祉計画	18
1.	基本的な考え方.....	18
2.	成果目標の設定.....	19
3.	見込量と確保策.....	23
第5章	第2期障害児福祉計画	40
1.	基本的な考え方.....	40
2.	成果目標の設定.....	40
3.	障害児支援事業の見込量と確保策.....	42
第6章	計画の推進体制	45
1.	事業の円滑な推進のための方策.....	45
2.	計画の管理と評価.....	46
資料編		47
1.	障害者施策に関わる法整備の流れ.....	47
2.	宍粟市地域自立支援協議会 名簿.....	49
3.	計画策定経過.....	50
4.	用語集.....	51

<「障害」「障がい」の表記について>

「障害」の「害」の字については、否定的な印象を受けるとの意見があることから、障害者や障害児など個人をさす場合には、この計画においては、「障がいのある人」「障がいのある児童」という表記で統一しています。

ただし、法律・計画名や制度・施設名、その他固有名詞などについては、元の表記に従っています。

【例】「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」など

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

第3次穴粟市障害者計画の基本理念「『地域』で共に暮らせるまちづくり」の実現に向けて、国の基本指針等を踏まえ、「第6期穴粟市障害福祉計画」及び「第2期穴粟市障害児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。本計画では、令和3年度から令和5年度までの数値目標を設定するとともに、サービスごとの見込量を定めて必要なサービス量の確保を図ります。

2. 計画の位置づけ

（1）国の法制度の中での位置づけ

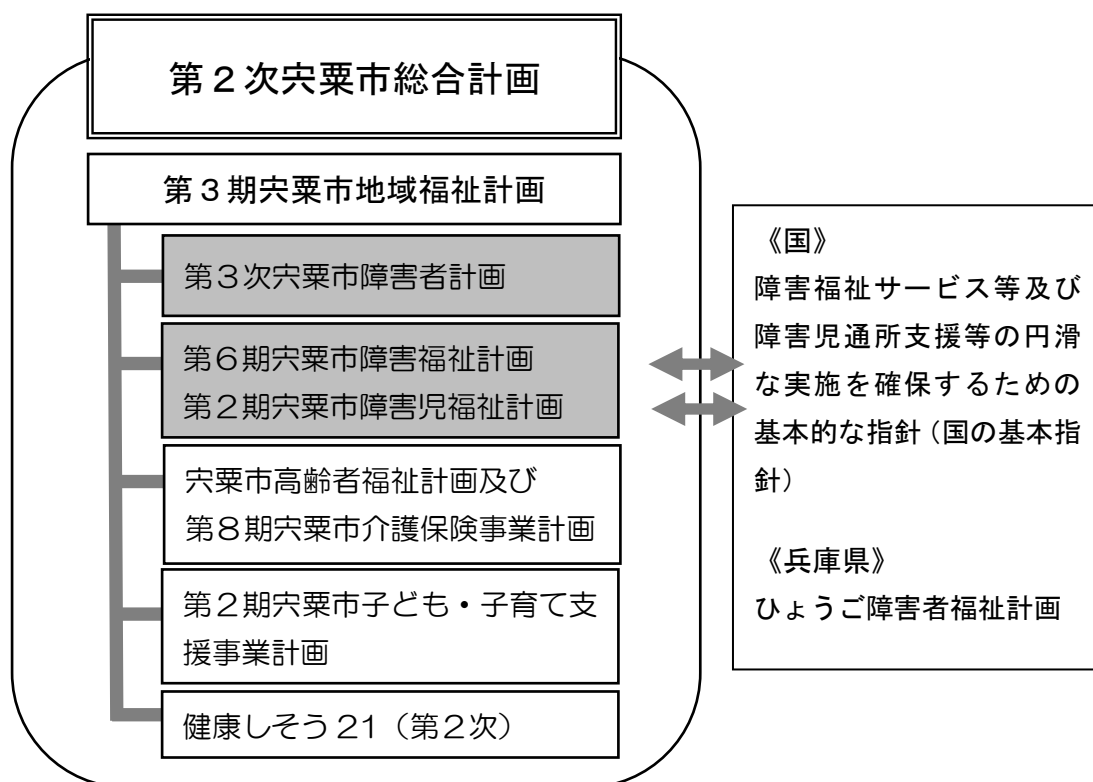
本計画は、「障害者基本法」に基づく第3次穴粟市障害者計画の推進にあたって、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

また、国の基本指針や、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」を踏まえ、それらとの整合・連携に配慮します。

計画名	概要
第3次穴粟市障害者計画 （障害者基本法第11条）	地域の障がいのある人の福祉に関する基本的な事柄を定める計画
第6期穴粟市障害福祉計画 （障害者総合支援法第88条）	障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画
第2期穴粟市障害児福祉計画 （児童福祉法第33条）	障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画

(2) 本市の他計画との関連

本市の最上位計画である「第2次穴粟市総合計画」をはじめ「第3期穴粟市地域福祉計画」など、本市の福祉関連計画との整合性を図り策定します。



3. 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

(年度)

	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5
穴粟市 障害者計画	第2次						第3次					
穴粟市 障害福祉 計画	第3期		第4期			第5期			第6期 (本計画)			
穴粟市 障害児福祉 計画							第1期		第2期 (本計画)			

4. 計画の策定方法

本計画は、以下の過程を経て、策定しました。

(1) 事業所調査の実施

障害福祉サービス関係者から障害福祉の現状や今後の施策の方向性に対する意見を聞き、計画策定の基礎資料として活用するために事業所調査を実施しました。

調査対象：宍粟市内の障害福祉サービス事業所

調査期間：令和2年4月

調査方法：郵送による配付

回収状況：回答事業所数 16

(2) 宍粟市地域自立支援協議会の開催

本計画の策定にあたって、学識経験者、関係機関・団体代表者等で構成する「宍粟市地域自立支援協議会」を年5回開催し、計画についての審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案について、広く市民に意見を聞くため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間：令和2年12月17日（木）～令和3年1月15日（金）

意見総数： 件

第2章 宍粟市の現状と課題

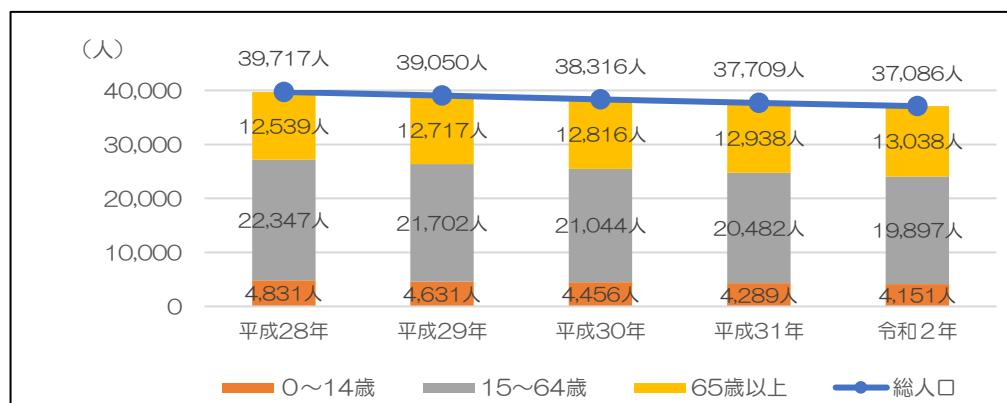
1. 統計データ等からみる障がいのある人の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、平成28年から令和2年までの5年間で2,631人（6.6％）減少しています。

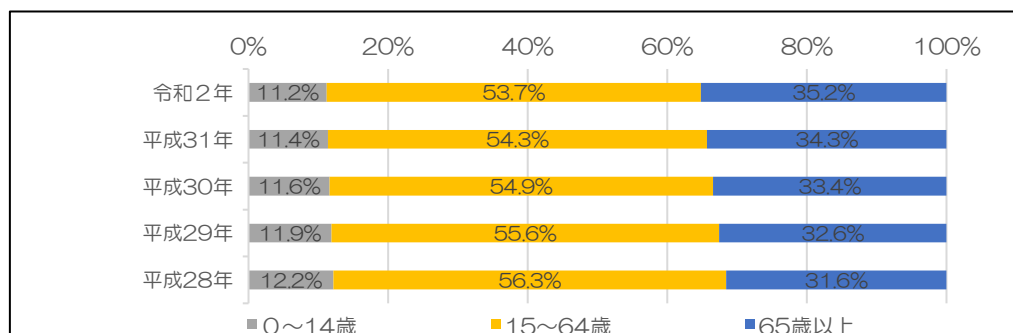
年齢3区分では、65歳以上の人口が増加傾向にあるのに対し、0～14歳と15～64歳の人口は減少傾向で、少子高齢化がますます進行しています。障害福祉をはじめ福祉活動の現場では、担い手の高齢化や人材不足が懸念されるとともに、将来における社会保障制度の維持が深刻な課題となっています。

【年齢3区分別 人口の推移】



資料／住民基本台帳（各年4月1日現在）

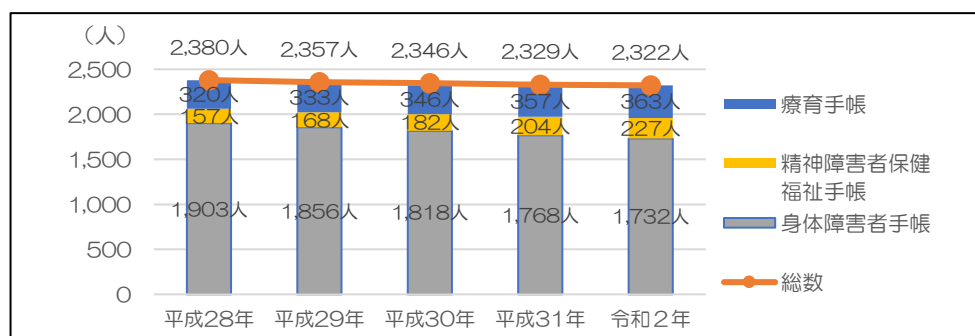
【年齢3区分別 人口の推移】



資料／住民基本台帳（各年4月1日現在）

（２）障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は、人口の減少と連動する形でゆるやかな減少傾向にあります。障害種別では、身体障害者手帳所持者数が減少しているのに対し、精神障害者保健福祉手帳所持者数及び療育手帳所持者数は増加傾向にあります。相談支援の体制が整ったことで、サービスや制度への理解が深まり、支援につながっているものと考えます。



資料／障害福祉課（各年4月1日時点）

（３）特別支援学級・特別支援学校の児童生徒数

近年の特別な支援が必要な児童生徒数の増加については、本市に限らず全県にわたっており、特に自閉・情緒学級在籍児童生徒数の増加が顕著に見られます。本市においては、平成26年からスタートされた特別支援教育総合サポート事業に基づき、市内の各学校園所における特別支援教育の支援体制整備を進めています。関係機関が連携し、早期から対象児童生徒の実態を把握し、保護者との合意形成を図りながら、適切な支援が引き継がれるよう支援体制整備の充実を図っています。

区分			平成29年	令和2年
特別支援学級	児童数	小学校	48人	71人
	生徒数	中学校	15人	28人
特別支援学校	児童数		9人	6人
		幼稚園	2人	0人
		小学校	7人	6人
	生徒数		31人	30人
		中学校	13人	11人
		高等学校	18人	19人

資料／教育総務課（各年5月1日現在）

2. 障害福祉サービスの提供状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護は、介護保険サービスや別の障害福祉サービスへの移行者が増えたため、利用時間、利用人数とも見込量を下回っています。

重度訪問介護は、毎年1人の利用を見込んでいましたが、実績はありませんでした。ニーズはあるものの、市内に事業所がなく、利用につながりませんでした。

同行援護は、利用時間・利用人数とも見込量には達しないものの、令和元年度に利用者が増え、利用時間が大きく伸びています。

行動援護については、利用者数は見込みどおり毎年1人で推移していますが、利用時間は見込量を上回っています。

重度障害者等包括支援については、利用実績がありませんでした。

項目	第5期計画の実績（月平均）									
	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	481	423	87.9%	494	411	83.2%	507	230	45.4%
	人	37	35	94.6%	38	30	78.9%	39	27	69.2%
重度訪問介護	時間	80	0	0.0%	80	0	0.0%	80	0	0.0%
	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
同行援護	時間	73	20	27.4%	73	45	61.6%	73	41	56.2%
	人	7	5	71.4%	7	7	100.0%	7	6	85.7%
行動援護	時間	40	57	142.5%	40	58	145.0%	40	58	145.0%
	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
重度障害者等包括支援	時間	-	0	-	-	0	-	-	0	-
	人	-	0	-	-	0	-	-	0	-
合計	時間	674	500	74.2%	687	514	74.8%	700	329	47.0%
	人	46	41	89.1%	47	38	80.9%	48	34	70.8%

（２）日中活動系サービス

生活介護は、利用日数・利用人数とも、見込量の範囲内ではありますが、年々増加傾向にあります。

自立訓練は、長期入院からの退院支援により利用期間が長くなったため、利用日数が見込量を上回りました。

療養介護は、ほぼ見込みどおりの利用がありました。

短期入所は、見込量の範囲内で推移しましたが、利用日数については年々増加の傾向が見られました。

就労移行支援は、令和元年度に１事業所が廃止となり、市内に事業所がなくなりましたが、市外の事業所の利用により、利用人数は横ばいとなっています。

就労継続支援（Ａ型）については、継続が困難となる利用者などがあり、利用日数・利用人数とも減少しています。

就労継続支援（Ｂ型）は、利用日数・利用人数とも見込量を上回り、毎年増加で推移しています。令和元年度に１事業所が開設し、ニーズにあった日中活動支援体制が整ってきています。

就労定着支援は、令和２年度に市外事業所の利用がありました。

項目	第5期計画の実績（月平均）									
	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
生活介護	人日	3,200	3,131	97.8%	3,200	3,178	99.3%	3,200	3,177	99.3%
	人	168	152	90.5%	168	155	92.3%	168	155	92.3%
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	人日	8	40	500.0%	8	50	625.0%	8	42	525.0%
	人	1	2	200.0%	1	3	300.0%	1	2	200.0%
療養介護	人	9	11	122.2%	10	9	90.0%	10	7	70.0%
短期入所（ショートステイ）	人日	115	86	74.8%	115	99	86.1%	115	112	97.4%
	人	14	14	100.0%	14	15	107.1%	14	15	107.1%
就労移行支援	人日	40	66	0.0%	60	53	88.3%	60	55	91.7%
	人	2	4	200.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
就労継続支援（A型）	人日	510	567	111.2%	529	469	88.7%	548	465	84.9%
	人	26	28	107.7%	27	24	88.9%	28	23	82.1%
就労継続支援（B型）	人日	2,295	2,326	101.4%	2,311	2,513	108.7%	2,329	2,530	108.6%
	人	128	134	104.7%	129	141	109.3%	130	143	110.0%
就労定着支援	人	0	0	-	1	0	0.0%	2	1	50.0%

※人日は、延べ利用量のこと。（以下、同じ）

（優先調達の発注金額）

就労継続支援事業所等への支援として、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」による優先発注に努めており、目標額には達しないものの、前期より実績値は増加しました。

木育・ウッドスタート事業推進のための記念品の制作や市役所北庁舎清掃業務など、新たな優先発注の開拓に取り組むとともに、販売会の開催による継続的な販売支援を行いました。

項目	第5期計画の実績（年間）									
	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
市役所からの福祉施設等への優先発注金額	千円	3,200	2,707	84.6%	3,400	3,268	96.1%	3,600	2,880	80.0%

(3) 居住系サービス

共同生活援助は、令和元年度に1事業所の新設があり、2事業所が定員を増加しました。利用人数は見込量どおり推移し、ニーズに応じた支援が行えています。

施設入所支援は、横ばいの利用見込みであったのに対し、令和2年度はグループホームからの移行があり、見込量を上回る利用を見込んでいます。

自立生活援助については、サービスを担う事業者の確保に至りませんでした。

項目	第5期計画の実績（月平均）									
	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
共同生活援助 （グループホーム）	人	36	38	105.6%	41	43	104.9%	41	41	100.0%
施設入所支援	人	113	111	98.2%	113	113	100.0%	113	122	108.0%
自立生活援助	人	-	0	-	-	0	-	-	0	-

(4) 相談支援

計画相談支援は、平成30年の報酬改定により、モニタリングの標準期間が変更となったため、見込量を上回る利用があります。

平成30年度末に1事業所が閉鎖しましたが、平成31年4月に1事業所が開設し、4事業所で計画相談に対応しており、現状では、障害福祉サービスを利用しようとするすべての人が計画相談支援を利用できています。

地域移行支援と地域定着支援は、利用希望に対応する支援体制が整わず、ともに利用がありませんでした。

項目	第5期計画の実績（月平均）									
	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
計画相談支援	人	82	78	95.1%	83	96	115.7%	84	92	109.5%
地域移行支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
地域定着支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

（５）障害児通所支援等

児童発達支援は、ニーズが高く、利用日数が急増する利用状況を踏まえ、見込量を前期より増加で見込んでいましたが、利用日数・利用人数とも横ばいで、見込量を下回りました。

医療型児童発達支援については、新規事業でしたが、サービスの提供体制が整いませんでした。

放課後等デイサービスは、児童発達支援と同じく利用状況を踏まえ、前期より見込量を増加とする計画でしたが、利用人数は見込みどおり増加し、利用日数は横ばいで推移しました。

保育所等訪問支援は、令和元年度に1事業所が開設し、児童が通う施設での支援ができるようになり、毎年1人の利用があります。

障害児相談支援は、利用人数が年々増加し、見込量どおりの利用があります。

医療的ケア児コーディネーターについては、早期の配置を見込んでいましたが、人材の確保ができず配置できませんでした。

項目	第5期計画の実績（月平均）									
	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援	人日	157	109	69.4%	190	103	54.2%	195	101	51.8%
	人	48	40	83.3%	51	34	66.7%	55	36	65.5%
医療型児童発達支援	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
放課後等デイサービス	人日	460	430	93.5%	550	420	76.4%	652	425	65.2%
	人	63	57	90.5%	64	64	100.0%	66	68	103.0%
保育所等訪問支援	人日	1	0	0.0%	1	2	200.0%	1	2	200.0%
	人	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
障害児相談支援	人	24	21	87.5%	25	25	100.0%	26	26	100.0%
医療的ケア児コーディネータ配置	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

3. 地域生活支援事業の提供状況

(1) 必須事業

理解促進研修・啓発事業については、こころの健康講座や子育て講座を開催し、障害について理解を深めました。

自発的活動支援事業では、当事者交流会を毎年開催し、障がいのある人やその家族などの活動を支援しています。

相談支援事業のうち、障害者相談支援事業は、平成 26 年度以降 2 か所で実施しています。令和 2 年度には、基幹相談支援センター等機能強化事業として、一般相談の委託を開始しました。住宅入居等支援事業については、住宅入居ニーズの把握ができなかったため、専門職の配置にいたっていません。

成年後見制度利用支援事業は、権利擁護の観点から事業の啓発に努め、毎年 1 件の利用につながりました。成年後見制度法人後見支援事業については、関係機関との協議が進まず、実施体制が整いませんでした。

意思疎通支援事業のうち、手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、見込量を上回る取組ができています。また、手話通訳者設置事業については、平成 28 年度以降、2 人の配置を継続しています。

日常生活用具給付等事業は、概ね計画どおり利用がありました。このうち、排泄管理支援用具の給付については見込量をやや上回る状況となっています。

移動支援事業は利用時間が見込量を下回る結果となっていますが、利用のニーズは高い状況が続いています。

地域活動支援センターは、平成 30 年度に一時 2 事業所となりましたが、その後 1 事業所が廃止となり、現在は 1 事業所が実施しています。利用実績は、見込量を下回っています。

項目		第5期計画の実績（年間）									
		単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	（見込み）		
①理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%
②自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%
③相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	1	100.0%	有	1	100.0%	有	1	100.0%
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	-	無	0.0%	-	無	0.0%	-	有	0.0%
	住宅入居等支援事業	実施の有無	-	無	0.0%	-	無	0.0%	-	無	0.0%
④成年後見制度利用支援事業		件	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
⑤成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	0.0%	有	無	0.0%	有	無	0.0%
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	750	832	110.9%	760	823	108.3%	770	360	46.8%
	手話通訳者設置事業	人	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
⑦日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	1	6	600.0%	1	4	350.0%	1	1	100.0%
	自立生活支援用具	件	8	4	50.0%	8	6	77.8%	8	8	100.0%
	在宅療養等支援用具	件	8	4	50.0%	8	4	57.1%	8	4	50.0%
	情報・意思疎通支援用具	件	6	4	66.7%	6	6	66.7%	6	6	100.0%
	排泄管理支援用具	件	825	860	104.2%	827	834	107.8%	830	840	101.2%
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	4	400.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
	【合計】	件	849	882	103.9%	851	854	107.0%	854	860	100.7%
⑧移動支援事業（ガイドヘルプ）		人	8	7	87.5%	8	9	112.5%	8	6	75.0%
		時間	780	707	90.6%	790	620	78.5%	800	534	66.8%
⑨地域活動支援センター事業		か所	2	2	100.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
		人	20	13	65.0%	20	8	40.0%	20	8	40.0%

(2) 任意事業

スポーツ教室等開催事業については、計画どおり、カローリングやペタンの大会への支援やイベントの情報提供を毎年行っています。

自動車運転免許取得費助成事業は利用件数1～2件で推移、自動車改造費助成事業は利用件数4～5件で推移しています。

知的障害者職親委託事業の職親登録者は4人ですが、利用者はありませんでした。点字・声の広報事業は、計画どおり毎年実施しています。

訪問入浴サービス事業は見込みどおり毎年1人の利用があり、更生訓練費給付事業と生活支援事業は見込量どおりの利用で推移しています。

日中一時支援事業はニーズが増える傾向にあり、令和2年度は、見込量に対し、実績値が上回る見込みです。

福祉ホーム事業は毎年度1人の利用がありますが、令和2年度途中からは利用がありません。

項目		第5期計画の実績（年間）									
		単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度 （見込み）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
①スポーツ教室等開催事業		実施の有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%
②自動車運転免許取得費助成事業		件	1	2	200.0%	1	2	200.0%	1	2	200.0%
③自動車改造費助成事業		件	1	5	500.0%	1	4	400.0%	1	4	400.0%
④知的障害者 職親委託事業	職親登録数	人	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%
	利用者数	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
⑤点字・声の広報事業		実施の有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%
⑥訪問入浴サービス事業		人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
⑦更生訓練費給付事業		人/月	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
⑧生活支援事業（生活訓練等）		人	24	23	95.8%	25	23	92.0%	25	23	92.0%
⑨日中一時支援事業 （日中ショートステイ）		人	30	21	70.0%	30	21	70.0%	30	35	116.7%
⑩福祉ホーム事業		人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

4. 課題のまとめ

サービスの提供状況や令和2年4月実施の事業所調査等から把握できる主な課題をまとめると次のとおりです。第3次障害者計画の実現に向けて、あらためて課題への対応を踏まえた取組が必要であり、本計画の今後の見込量の確保策等に反映します。

(1) 障害福祉サービス

サービス名	主な課題
訪問系サービス	○市内の福祉施設が少なく、限られた資源の範囲で対応しているため、きめ細やかな対応が十分に行えていない状況にある。また潜在的なニーズの把握ができていない。 ○介護職員の高齢化や若年層の成り手不足により福祉施設の存続が心配される。人材育成・確保に向けた取組が課題。
日中活動系サービス	○強度行動障がいのある人や心身に重度の障がいのある人の利用できる福祉施設が少ない。 ○市内の福祉施設が増えてきた中で、提供するサービスの質に関して福祉施設間の格差が生じないよう、情報連携やサービスの質の向上のための支援を行う必要がある。 ○工賃向上のため、福祉施設への優先発注の拡充と継続的な支援が求められている。
居住系サービス	○地域生活への移行が進んでいない。 ○住み慣れた地域に住みたいというニーズがある中で、グループホームの需要は増加傾向にある。グループホーム開設に向けた支援を行う必要がある。
相談支援	○障がいのある人の心身の状況や周りの環境により、ニーズも多様化しているため、対応できる支援体制や相談員のスキルアップなど質の向上が求められている。

障害児通所支援等	○障害の早期発見、早期療育の重要性が明らかになってきており、ニーズは年々増加しているが、ニーズに対応できる福祉施設や専門性を持った人材が不足している。 ○医療的ケア児コーディネーターの配置については、一定の研修や資格条件が必要で、早期の配置を見込んだが確保できていない。
----------	---

（２）地域生活支援事業

サービス名	主な課題
相談支援事業	○過疎化・高齢化により地域のつながりの希薄化がうかがえる。地域で安心して暮らせる仕組みを作るため、他分野とのつながりも必要である。
成年後見制度等	○成年後見制度の周知と制度利用の支援が必要である。
意思疎通支援事業	○手話通訳者や要約筆記の派遣が増える中で、人材確保に向けた取組が必要である。
移動支援事業（ガイドヘルプ）、日中一時支援事業	○在宅生活の継続のためには、障がいのある人の一人での外出や介護者の一時的な休息など、生活支援が必要である。

第3章 基本理念と体系図

1. 第3次障害者計画の基本理念と体系図

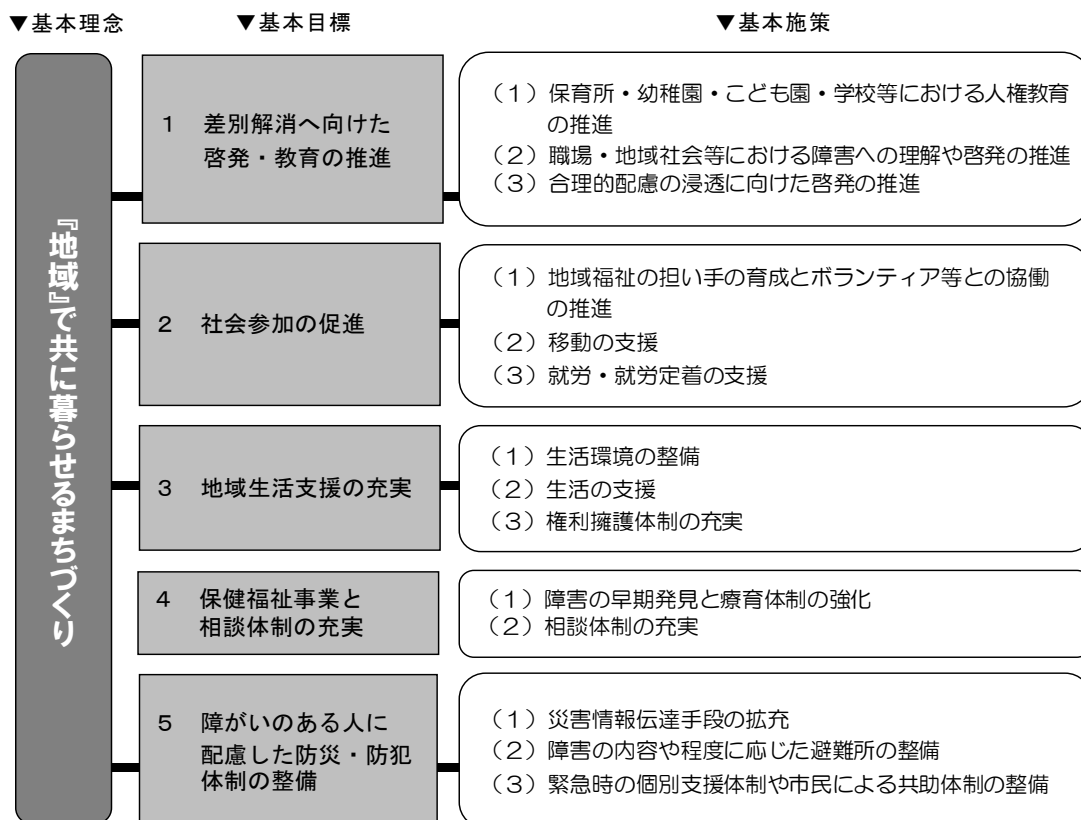
「第3次穴栗市障害者計画」の基本理念の実現に向けて、下記体系図に基づき、計画の推進を図ります。

(1) 基本理念

『地域』で共に暮らせるまちづくり

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、積極的な社会参加を促進し、共に助け合い、支え合う共生のまちをめざします。

(2) 施策体系



第4章 第6期障害福祉計画

1. 基本的な考え方

本計画では、国が定める基本指針に即し、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関して、令和5年度を最終目標年度として次のように目標を設定します。

なお、国の基本方針で新たに盛り込まれ、拡充されたことを整理し、本計画に反映する主な事項は次のとおりです。

主な事項	取組内容
地域における生活の維持及び継続の推進	地域生活支援拠点等の機能の充実や日中生活の支援体制を確保することなどにより、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるような体制整備を図ります。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場を充実するとともに、依存症に関する理解促進を図るための普及啓発を行います。
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進します。
「地域共生社会」の実現に向けた取組	相談支援や地域づくりに向けた支援などを一体的に実施する包括的な支援体制の構築に取り組みます。
発達障がいのある人への支援の充実	発達障がいのある人への支援に関して、ペアレントプログラム等の実施により、その家族への支援体制の充実を図ります。
相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。
社会参加を支える取組	多様なニーズを踏まえ、障がいのある人の社会参加を促進します。
障害福祉サービスの質の確保	多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、研修体制の充実や情報収集に取り組みます。

障害福祉人材の確保	障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組みます。
-----------	--

2. 成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。 ○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。
宍粟市の方針	○本市の施設入所者数は、令和元年度末時点で112人であり、令和5年度末時点における地域生活移行者数の目標値を、国の指針どおり7人(6%)以上とする。 ○施設入所者数の令和2年度末実績は、グループホームからの移行があり、見込量を上回る見込みである。これにより、令和5年度末時点の施設入所者数については、令和2年度末実績見込みの122人を基準とし、その数値から2人を削減した120人を目標とする。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者(A)	112人	
令和2年度末時点の施設入所者の見込(A')	122人	
【目標】令和5年度末地域生活移行者数	7人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人数
	6%	

【目標】施設入所者の削減	2 人	(A') の時点から、令和 5 年度末時点の施設入所者の削減数
	1. 6 %	
令和 5 年度末時点の施設入所者	120 人	令和 5 年度末の利用者数の見込み

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	○市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、引き続き設置に向けた取組を推進する。
穴栗市の方針	○保健・医療・福祉関係者による協議の場を充実するとともに、依存症などに関する理解促進を図るための普及啓発を行う。 ○協議の場を年 1 回以上開催し、目標設定及び評価を行う。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針	○地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までの間、各市町村または各圏域に 1 つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上、運用状況を検証及び検討する。
穴栗市の方針	○地域生活支援拠点等を整備しつつ、その機能の充実を図るため、年 1 回以上、運営状況を検証及び検討する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	○令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の 1.27 倍以上とする。 (うち、就労移行支援事業：1.30 倍以上、就労継続支援 A 型事業：1.26 倍以上、B 型事業：1.23 倍以上) ○令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用する。 ○就労定着支援事業所のうち、令和 5 年度末時点で就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。
------	--

穴栗市の方針	○本市の福祉施設から一般就労への移行者数は令和元年度実績で8人であるが、一般就労につながる数はその時の社会情勢に大きく左右される。そのため、直近の令和2年度の実績見込の1人を参考に、令和5年度中の目標は3人以上とする。 （うち、就労移行支援事業：2人以上、就労継続支援A型事業：0人、B型事業：1人以上） ○一般就労への移行者数の令和5年度中の目標を3人としており、そのうち、就労定着支援事業の利用者は、国の指針を参考に2人を目標とする。 ○市内に就労定着支援事業所がないため、事業所数に関する目標は設定しない。利用者の就労定着率は、国の指針とおり8割以上として、2人を目標とする。
---------------	---

■成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行者（A）	8人	令和元年度中の一般就労への移行者数
令和2年度の一般就労への移行者の見込（A'）	1人	令和2年度中の一般就労への移行見込者
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数（B）	3人	就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数
	300%	$(B) / (A')$
【目標】就労定着支援事業の利用者（C）	2人	令和5年度中の一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数
	67%	$(C) / (B)$
【目標】就労定着支援事業所の利用者の就労定着者	2人	令和5年度時点の就労定着者数

（５）相談支援体制の充実・強化等

国の指針	○令和５年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。
穴栗市の方針	○基幹相談支援センターで相談支援体制の検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う。

■成果目標

項目	数値	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施	有	実施の有無
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	50 件	指導・助言件数／年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	6 件	支援件数／年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	15 回	実施回数／年

（６）障害福祉サービス等の質の向上

国の指針	○令和５年度末までに市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
穴栗市の方針	○多様となっている障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要とするサービスを提供できているのかを検証するとともに、適正な運営を行うための体制を整備する。

■成果目標

項目	数値	考え方
障害福祉サービス等に係る研修への参加	2 人以上	延べ参加人数／年
給付審査の分析結果を活用し、事業所等と共有する体制	有	体制の有無

3. 見込量と確保策

3-1 障害福祉サービス等の見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

●内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または行動上著しく困難を有する知的や精神に重度の障がいがある人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
同行援護	屋外での移動が困難な視覚に重度の障がいがある人の外出時における移動支援を行います。
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護を行います。

●見込量の算出方法

- 前計画期間中のサービス利用の実績から今後の時間数・利用者数を推計し、見込量の基礎数値とします。居宅介護については、1人の利用増加を見込みます。
- 重度障害者等包括支援については、本市においては利用実績がなく、今後も利用を見込みません。

●見込量

(月平均)

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	230	245	275	275
	人	27	27	28	28
重度訪問介護	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
同行援護	時間	41	45	45	45
	人	6	7	7	7
行動援護	時間	58	58	58	58
	人	1	1	1	1
合計	時間	329	348	378	378
	人	34	35	36	36

●見込量の確保策

- 居宅介護については、サービス提供事業者の人材確保や育成などの支援に努めます。
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護については、ニーズは横ばいで推移すると見込んでいますが、急なニーズ増にも対応できるようサービス提供事業者の確保に継続的に取り組みます。特に重度訪問介護はサービス提供事業所が市内にないため、市外の事業所対応も含め、支援できる体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

●内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。

就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労定着支援	障がいのある人の一般就労の移行が増加する中、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等を一定の期間にわたり支援します。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行います。

●見込量の算出方法

- 前計画期間中のサービス利用の実績から今後の時間数・利用者数を推計し、見込量の基礎数値とします。生活介護と短期入所については、利用者数を横ばいで見込みます。
- 自立訓練については、令和元年度から機能訓練の利用実績があることから、毎年度利用実績のある生活訓練とあわせて今後の利用を見込みます。
- 就労継続支援 A 型は、事業所の増減はありませんが、毎年 1 人増加の 20 日利用を見込んで推計します。また、就労継続支援 B 型も事業所の増減はありませんが、利用者の増加傾向や事業所の空きの状態から 1 人増加の 15 日利用を見込みます。
- 優先調達の発注金額は、前計画期間中の令和元年度の実績を参考に基礎数値を見込み、年間 200 千円の増加をめざします。

●見込量

(月平均)

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	3,177	3,200	3,200	3,200
	人	155	155	155	155
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	人日	42	16	16	16
	人	2	2	2	2
療養介護	人	7	7	7	8
短期入所（ショートステイ）	人日	112	113	113	113
	人	15	15	15	15
就労移行支援	人日	55	42	42	42
	人	3	2	2	2
就労継続支援（A型）	人日	465	465	485	505
	人	23	23	24	25
就労継続支援（B型）	人日	2,530	2,545	2,560	2,575
	人	143	144	145	146
就労定着支援	人	1	1	1	1

(優先調達の発注金額)

(年間)

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市役所からの福祉施設等への優先発注金額	千円	2,880	3,300	3,500	3,700

●見込量の確保策

- 障がいのある人が自立して地域生活が送れるよう、事業所の人材確保や質の向上への支援を含め、各サービスの提供体制の拡充に努めます。
- 就労継続支援事業所間の情報連携により、サービスの質の向上を図るとともに、優先調達の拡充や販売会を開催するなど、事業所への継続的な支援を行います。
- サービス提供事業者や市内の企業、事業所と連携し、障がいのある人の就業先の開拓や一般就労への移行支援を図るとともに、一般就労への定着支援に努めます。

○市内の民間事業者等に対して広く事業の情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

(3) 居住系サービス

●内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人を対象として、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた人を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

●見込量の算出方法

- 共同生活援助については、本計画の期間中に新設を検討している事業所があり、事業所 1 か所の開設に伴う利用者の増加を見込みます。
- 施設入所支援については、利用実績から横ばいで推移とする中で、地域生活への移行を見込んで推計します。
- 自立生活援助については、サービス提供事業者がなく、利用者を見込んでいません。

●見込量

(月平均)

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助（グループホーム）	人	41	41	41	46
うち、精神に障がいのある人	人	13	13	13	16
施設入所支援	人	122	122	121	120

●見込量の確保策

- 共同生活援助は、介護者の高齢化を背景にニーズが高まっており、定員増加などでニーズに応じた支援が行えるよう、サービス提供事業者との連携に努めるとともに、新規開設への支援を図ります。
- 施設入所支援については、地域との交流を促進するとともに、情報提供や相談の場等について施設と連携を図り、入所者の地域生活への移行を支援します。
- 自立生活援助については、引き続き、事業を担うサービス提供事業者の確保に努めます。

(4) 相談支援

●内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
--------	---

●見込量の算出方法

- 計画相談支援については、前計画期間中の障害福祉サービス等の利用者数に基づき、これから障害福祉サービス等を利用しようとするすべての人が計画相談支援を利用できるよう見込みます。
- 地域移行支援と地域定着支援については、利用実績がなく、本計画期間中も利用を見込んでいません。

●見込量

(月平均)

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	92	94	96	98

●見込量の確保策

- 計画相談支援については、サービス提供事業者との連携を図り、必要なサービス量が確保できるよう努めるとともに、適切な支援計画が策定されるよう、相談支援専門員への研修等を通して、サービスの質の向上を図ります。
- 地域移行支援、地域定着支援については、引き続き、利用希望に対応する支援体制の確保に努めます。

3-2 地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 必須事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業

●内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

●見込量の算出方法

○前計画期間中の実績から、引き続き、実施するよう見込みます。

●見込量

(年間)

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

●見込量の確保策

○市の広報紙、ホームページ、講演会等を通じて、障がいのある人や障害福祉サービス等に対する地域住民の理解が深まるよう、啓発に努めます。

○講演会や研修会については、リモート形式での開催等を検討します。

○自発的活動支援事業については、引き続き当事者交流会などの事業を充実し、障がいのある人やその介護者等の自発的な活動を支援します。

③相談支援事業

●内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、宍粟市地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障がいのある人に、入居への支援、家主等への相談、助言等を行います。

●見込量の算出方法

○前計画期間中の実績から、引き続き、事業の実施やセンター設置を見込みます。

○住宅入居等支援事業については、本計画期間中に実施できるよう見込みます。

●見込量

(年間)

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有

●見込量の確保策

- 障害者相談支援事業と基幹相談支援センターについては、これまでどおり事業を実施するとともに、よりの確な支援が行えるよう、人材等の質の向上をめざします。
- 住宅入居等支援事業については、事業のニーズを見極めながら、専門職の配置に向けて取り組みます。

④成年後見制度利用支援事業

⑤成年後見制度法人後見支援事業

●内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

●見込量の算出方法

- 成年後見制度利用支援事業は、前計画期間中の利用実績から、毎年1

件の利用を見込みます。

○成年後見制度法人後見支援の実勢体制の構築を見込みます。

●見込量

(年間)

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

●見込量の確保策

○障がいのある人の権利擁護の観点から成年後見制度利用支援事業の啓発や支援者の増加に努め、利用促進を図ります。

○成年後見制度法人後見支援については、障がいのある人の権利擁護のため、早い時期において設置できるよう、西播磨成年後見支援センターとも連携し、法人の確保に努めます。

⑥意思疎通支援事業

●内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に配置します。

●見込量の算出方法

○前計画期間中の利用実績を踏まえて今後の利用を見込みます。

●見込量

(年間)

サービス名		単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通 支援事業	手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	人	360	850	850	850
	手話通訳者設 置事業	人	2	2	2	2

●見込量の確保策

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人等の社会参加促進の観点から、十分な派遣が行えるよう、人材の確保・育成に努めます。
- 手話通訳者設置事業については、引き続き手話通訳技能を有する職員を市役所に配置します。

⑦日常生活用具給付等事業

●内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

(対象となる用具の種目)

種目	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器

居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、 設置に小規模な住宅改修を伴うもの
-----------------------	---

●見込量の算出方法

○前計画期間中の利用実績を踏まえて今後の利用を見込みます。

●見込量

(年間)

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	8	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件	6	6	6	6
排泄管理支援用具	件	840	845	845	845
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1	1
【合計】	件	860	863	863	863

●見込量の確保策

- 利用件数の増減が大きいことから、ニーズの把握に努めるとともに、急な利用者増にも対応できるよう、十分な見込量の確保に努めます。
- 必要な人に必要な用具が行きわたるよう、制度を周知し、利用促進に努めます。

⑧移動支援事業（ガイドヘルプ）

●内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

●見込量の算出方法

○令和元年度の実績を基礎数値とし、利用見込を横ばいと見込んで推計します。

●見込量

(年間)

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業（ガイドヘルプ）	人	6	8	8	8
	時間	534	620	620	620

●見込量の確保策

○サービス提供事業者との連携による人材確保や質の向上を図るとともに新たな事業者の確保に努めます。

⑨地域活動支援センター事業

●内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

●見込量の算出方法

○前計画期間中の利用実績を踏まえて今後の利用を見込みます。

●見込量

(年間)

サービス名		令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1
	人	8	8	8	8

●見込量の確保策

- 障がいのある人の自立や社会参加を図るため、地域活動支援センター事業の実施体制を維持し、事業の周知や利用促進に努めます。
- サービス提供事業者との連携による人材確保や質の向上を図るとともに、新たな事業者の確保に努めます。

(2) 任意事業

●内容

サービス名	内容
スポーツ教室等開催事業	スポーツ活動を通じて、障がいのある人の体力増強や、交流・余暇活動等の充実を図ることにより、社会参加を推進し、福祉の増進を図ります。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳・療育手帳所持者が、就労等の社会活動や地域での自立に向けて自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	就労等社会活動への参加及び自立更生のため、身体に障がいのある人が取得した自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
知的障害者職親委託事業	知的障がいのある人に対して、事業経営等を行っている職親の協力のもと、一定期間、職場体験を通じた日常生活面の指導と就労に向けての技能習得訓練を行います。
点字・声の広報等事業	視覚に障がいのある人に対して、社会生活上必要な情報を点字、テープ等を提供することで、社会参加を促進します。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体に障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。
更生訓練費給付事業	入所または通所での治療や訓練のための更生訓練費を支給し、障がいのある人の社会復帰と自立を支援します。

生活支援事業 (生活訓練等)	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行います。
日中一時支援事業 (日中ショートステイ)	障がいのある人及び障がいのある児童の日中における見守り及び活動の場の確保や、家族等介護者の一時的な休息を目的として、日中の支援を行います。
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がいのある人が、低額な料金で居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。

●見込量の算出方法

○前計画期間中の利用実績を踏まえて今後の利用を見込みます。

●見込量

(年間)

サービス名		単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①スポーツ教室等開催事業		実施の有無	有	有	有	有
②自動車運転免許取得費助成事業		件	2	1	1	1
③自動車改造費助成事業		件	4	1	1	1
④知的障害者職親委託事業	職親登録数	人	4	4	4	4
	利用者数	人	0	1	1	1
⑤点字・声の広報事業		実施の有無	有	有	有	有
⑥訪問入浴サービス事業		人/月	1	1	1	1
⑦更生訓練費給付事業		人/月	2	2	2	2
⑧生活支援事業(生活訓練等)		人	23	23	23	23
⑨日中一時支援事業(日中ショートステイ)		人	35	35	35	35
⑩福祉ホーム事業		人	1	1	1	1

●見込量の確保策

○サービスを必要とする人に適切に情報が伝わるよう、制度の周知に努めます。

3-3 市単独事業による支援策

穴粟市では、障害福祉サービス等に加えて、より地域性の高い課題に対応した市単独の取組を実施することで、障がいのある人や障がいのある児童にとって過ごしやすい環境整備に努めます。

サービス名	内容
外出支援サービス事業	外出が困難な高齢者や障がいのある人に対して、自宅と医療機関、日常生活や社会参加に必要な行先との間の送迎を提供し、外出を支援します。
障害者支援施設等通所費補助事業	障害者支援施設等へ通所する人に通所費を支給します。
心身障害児療育訓練等通所費補助事業	県内で療育訓練を行っている病院・施設へ通所する児童に通所費を支給します。
療育訓練事業	保育士、訓練士等による専門的療育を提供することにより、早期支援、機能低下防止、集団適応能力の獲得を推進します。
西播磨障害児療育事業	西播磨地域での障がいのある児童の療育訓練を実施し、療育体制の充実を図ります。

第5章 第2期障害児福祉計画

1. 基本的な考え方

本計画では、国が定める基本指針に即し、障がいのある児童への支援に関する目標について、令和5年度を最終目標年度として次のように設定します。

なお、国の基本方針で新たに盛り込まれ、拡充されたことを整理し、本計画に反映する主な事項は次のとおりです。

主な事項	取組内容
障害児通所支援等の地域支援体制の整備	特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備について、心身に重度の障がいのある児童や医療的ケア児の支援では、その人数やニーズの把握に取り組みます。 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターの配置に取り組みます。

2. 成果目標の設定

(1) 障がいのある児童への支援の提供体制の整備等

国の指針	○令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。 ○令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ○令和5年度末までに、主に心身に重度の障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保する。 ○令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコ
------	---

	ーディネーター（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等を調整）を配置する。
穴栗市の方針	○上記の国の指針に従い、障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築を図る。 ○児童発達支援センターは西播磨圏域で1か所設置にしており、児童発達支援と放課後等デイサービスを提供している。児童発達支援センターと同サービスを提供する市内の事業所により、利用者への支援を行う。 ○保育所等訪問支援については、1事業所が開設しており、利用体制を継続する。 ○令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

■成果目標

項目	数値 (令和5年度末)	令和元年度末 時点の状況
児童発達支援センターの設置数	有（圏域）	有（圏域）
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	有	有
主に心身に重度の障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所の確保数	1か所	無
主に心身に重度の障がいのある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	1か所	無
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	無
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	0人

3. 障害児支援事業の見込量と確保策

● 内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、また、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（今後利用予定も含む）の障がいのある児童が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育者等に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な心身に重度の障がいのある児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、保育等の関連分野の連絡調整を行うための体制を整備します。

●見込量の算出方法

- 児童発達支援と放課後等デイサービスについては、利用のニーズが高く、今後の利用を増加で見込みます。放課後等デイサービスについては、令和2年度に1事業所が開設したことを踏まえ、利用者の増加を想定して見込みます。
- 医療型児童発達支援については、サービス提供事業者の確保に努め、令和5年度に1人の利用を見込みます。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては1人の配置を見込みます。
- その他の事業については、前計画期間中の利用実績を踏まえて見込みます。

●見込量

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	101	142	172	202
	人	36	39	42	45
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	1
	人	0	0	0	1
放課後等デイサービス	人日	425	485	545	625
	人	68	71	74	78
保育所等訪問支援	人日	2	2	3	4
	人	1	1	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
障害児相談支援	人	26	27	28	29
医療的ケア児コーディネーター配置	人	0	1	1	1

●見込量の確保策

- 児童発達支援と放課後等デイサービスについては、サービス提供事業者と連携し、必要なサービスを提供できる体制の確保に努めるとともに、質の高いサービスが適切に提供されるよう、サービス提供事業者

に対する働きかけを行います。

- 医療型児童発達支援については、ニーズの把握に努め、サービス提供に向けた体制の整備に努めます。
- 保育所等訪問支援と障害児相談支援については、さらに質の高いサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の人材育成などを支援します。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、一定の研修や資格条件が必要と考えられることから内部調整等を進め、サービス提供事業者とも連携しながら早期に必要な人材の確保を図ります。

第6章 計画の推進体制

1. 事業の円滑な推進のための方策

(1) 庁内の推進体制

障がいのある人（児）の人権擁護や障がいのある人（児）に対する福祉サービス及び障がいのある児童への支援の推進には、庁内のさまざまな部署が関連することから、計画の進捗状況を毎年、各課に対する検証を行い、必要に応じて内容の見直しを行います。

また、庁内での情報と問題意識の共有を図るなどして、全庁体制で計画の推進に努めます。

(2) 国・県・近隣自治体との連携

障がいのある人（児）に対する福祉サービスの質・量を拡大するためには、本市だけの取組では不十分な点もあることから、国・県及び近隣市町との連携を強化し、十分なサービス量の確保と、サービスの質の継続的な向上を図ります。

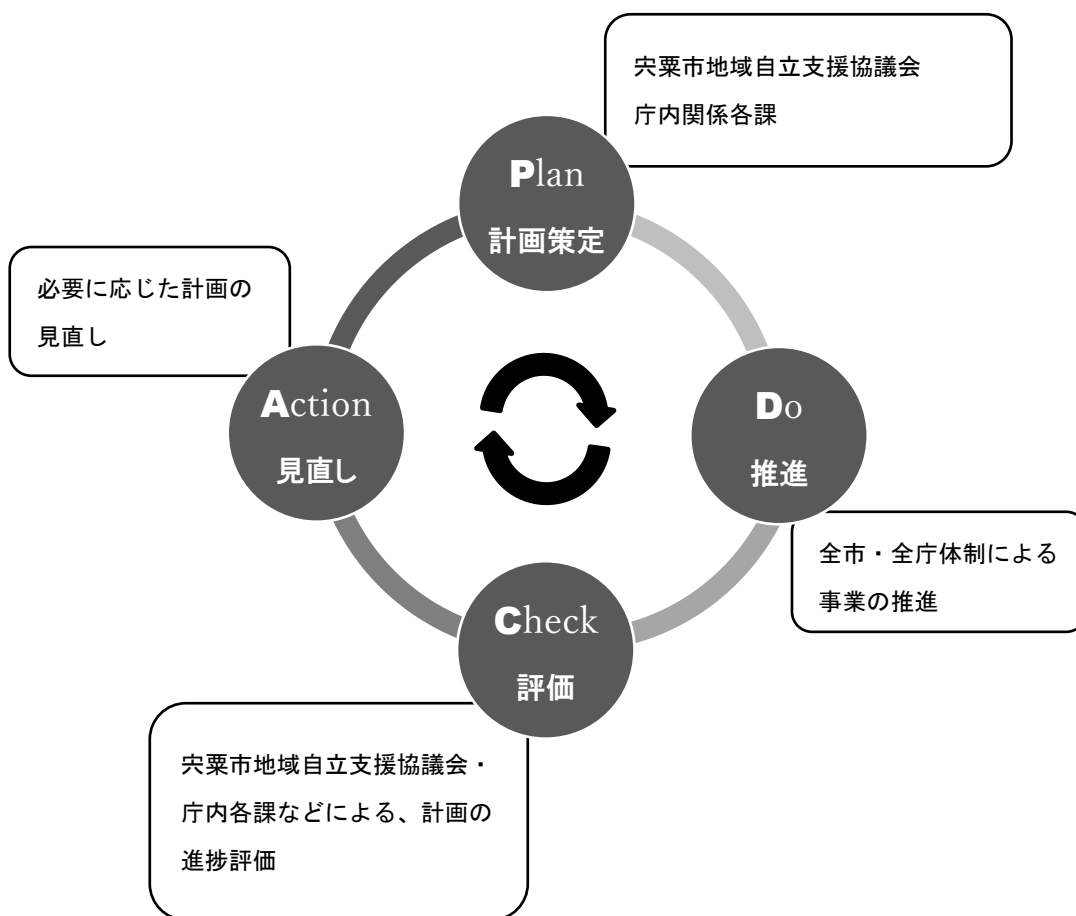
(3) 地域住民・関係機関・団体との連携

障がいのある人（児）の人権擁護や障がいのある人に対する福祉サービスの推進には、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、地域住民に対する啓発を継続的に行い、官民協働による福祉のまちづくりを推進します。

また、宍粟市地域自立支援協議会や障がいのある人（児）の自発的な団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、NPO、民間事業所や医療機関など、関連する機関や団体・個人等との連携を深め、一体となった協働体制の構築に努めます。

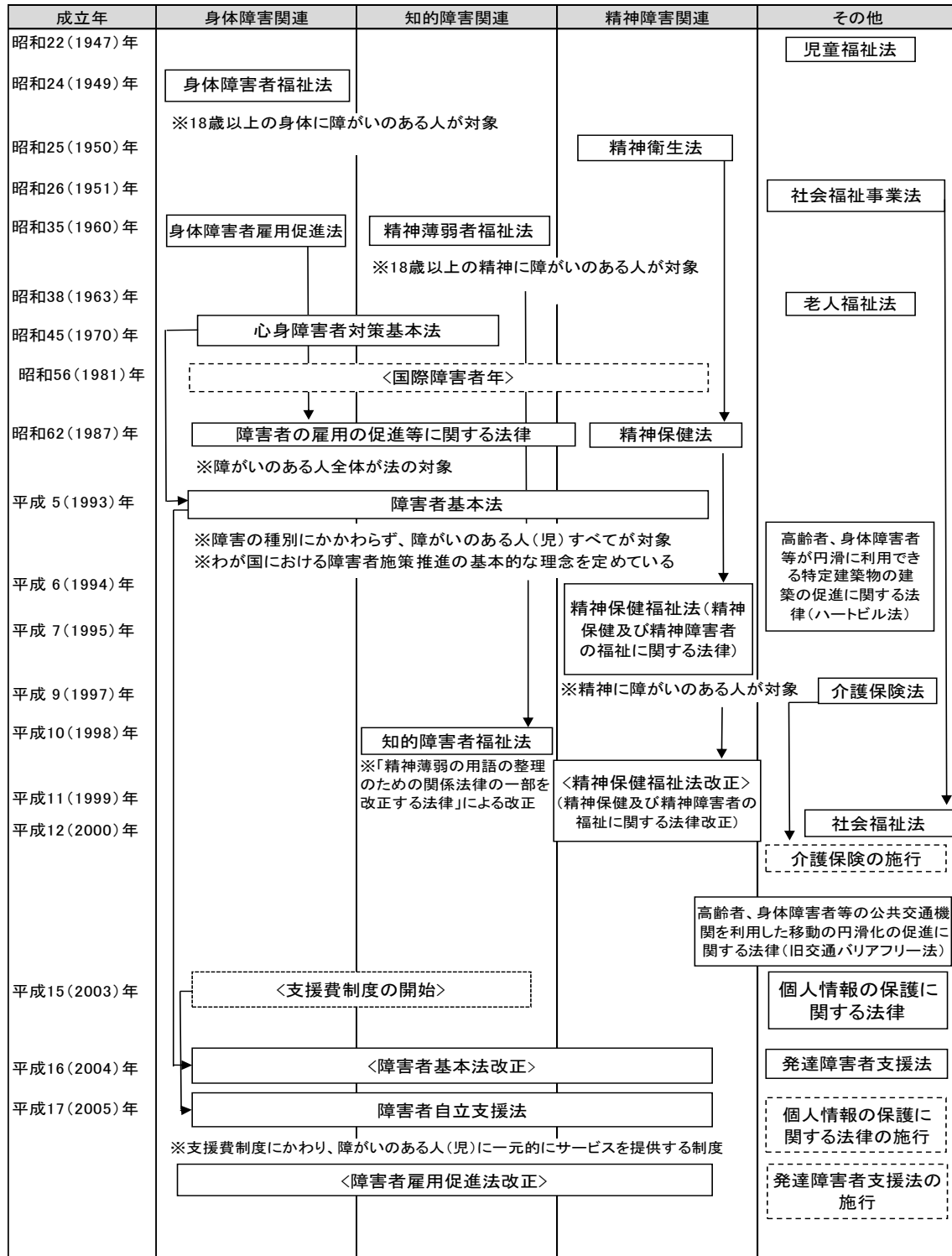
2. 計画の管理と評価

本計画の実施状況等については、毎年、庁内で進捗管理を行うとともに、宍粟市地域自立支援協議会等に随時意見を聞き、その内容や社会情勢の変化等に合わせて、必要に応じて見直しを行います。



資料編

1. 障害者施策に関わる法整備の流れ



成立年	身体障害関連	知的障害関連	精神障害関連	その他
平成18(2006)年	＜障害者自立支援法によるサービスの開始＞			高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
平成19(2007)年				＜学校教育法改正＞
平成20(2008)年				障害者権利条約の発効(国連)
平成22(2010)年 平成23(2011)年	＜障害者自立支援法改正＞			障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)
	＜障害者基本法抜本改正＞			
平成24(2012)年	＜障害者自立支援法改正＞(平成24年4月～) ※応益負担を原則とする利用者負担の見直し ※障がいのある人の範囲の見直し(発達障害を対象)公布日施行 ※相談支援の充実、障がいのある児童の支援強化			＜児童福祉法改正＞
平成25(2013)年	障害者総合支援法			生活困窮者自立支援法
	障害者差別解消法 ※障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止 ※合理的配慮提供の義務(民間事業者等は努力義務)			
	＜障害者雇用促進法改正＞			
平成26(2014)年	＜障害者総合支援法による障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化など＞			障害者権利条約の批准・国内での発効
平成27(2015)年				生活困窮者自立支援法の施行
平成28(2016)年	＜障害者総合支援法改正＞ ※自立生活援助の創設 ※就労定着支援の創設 ※重度訪問介護の訪問先拡大			平成30年4月施行
	＜児童福祉法改正＞ ※市町村障害児福祉計画の策定義務 ※訪問型児童発達支援の創設 ※保育所等訪問支援の対象拡大 ※医療的ケアを要する障がいのある児童への支援拡充			

2. 穴粟市地域自立支援協議会 名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

No	氏 名	所属団体等	役職等
1	◎ 竹内 克史	公立穴粟総合病院（姫路北病院）	地域医療機関医師
2	森脇 常公	穴粟市民生委員児童委員協議会連合会	
3	内海 英満	穴粟市身体障害者福祉協会	当事者代表
4	見當 智	穴粟市手をつなぐ育成会	当事者家族
5	上垣 迪雄	穴粟すぎの木家族会	当事者家族
6	大路 貴広	就労継続支援B型事業所 ひまわりの家	
7	○ 堂田 俊彦	障害者支援施設 しそう自立の家	
8	坂口 信裕	障害者支援施設 はりま自立の家	
9	井上 あゆみ	西播磨障害者就業・生活支援センター	就業支援担当（赤穂精華園）
10	濱本 さとみ	兵庫県西播磨圏域コーディネーター	
11	東 由美	穴粟市社会福祉協議会	介護福祉課長
12	進藤 弘子	穴粟市ボランティア連絡会	
13	福井 敏乃	穴粟市民生委員児童委員協議会連合会	
14	柴田 泰秀	龍野健康福祉事務所	生活福祉課長
15	城内 泰郎	穴粟市特別支援教育推進協議会	山崎西小学校校長
16	楳谷 米男	穴粟市商工会	事務局長
17	巡 康智	龍野公共職業安定所	就職促進指導官
18	樽本 美稚子	穴粟市相談支援事業所みずばしょう	相談支援事業所管理者

◎会長 ○副会長

（敬称略、順不同）

3. 計画策定経過

	内容
令和2年4月9日（木）～ 4月28日（火）	計画策定に係る事業所調査
令和2年5月（書面開催）	第1回宍粟市地域自立支援協議会 ・第5期宍粟市障害福祉計画及び第1期宍粟市障害児福祉計画の取組等について ・第6期宍粟市障害福祉計画及び第2期宍粟市障害児福祉計画策定に係る事業所調査の結果について
令和2年7月30日（木）	第2回宍粟市地域自立支援協議会 ・第1回協議会に係る意見等について ・第6期宍粟市障害福祉計画及び第2期宍粟市障害児福祉計画の策定について
令和2年10月1日（木）	第3回宍粟市地域自立支援協議会 ・第6期宍粟市障害福祉計画及び第2期宍粟市障害児福祉計画の素案について
令和2年12月17日（木）～ 令和3年1月15日（金）	パブリックコメントの実施
令和3年1月 日（ ）	第4回宍粟市地域自立支援協議会 ・パブリックコメント及び市議会からの意見について
令和3年2月 日（ ）	第5回宍粟市地域自立支援協議会 ・第6期宍粟市障害福祉計画及び第2期宍粟市障害児福祉計画（案）について

4. 用語集

あ

●意思疎通

「障害者権利条約」第2条において、意思疎通とは「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む)」と定義されている。これに関係して、「障害者基本法」第3条において「すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

●一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、「労働基準法」や「最低賃金法」等の労働関係法のもとで賃金の支払いを受ける就労形態をいう。

●NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。1998（平成 10）年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（NPO 法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

か

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

●合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障害となることやもの、状況など）を取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がいのある人の特性に合わせて催し物の座席を決めたりなど、さまざまな対応が考えられる。

●差別

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を含む。（「障害者権利条約」第2条）

●肢体不自由

「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号において、身体障害の内容を「視覚障害」、「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」「肢体不自由」、「心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害」と定義している。肢体不自由は、上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障がいのある人の総称。

●就労継続支援事業所

企業などで働くことが困難な障がいのある人へ、生産活動の機会を提供し、就労に必要な訓練や支援を行う事業所のことで、雇用契約を結んで利用する「A型」と雇用契約を結ばない「B型」がある。

●手話通訳者

言語・聴覚に障がいのある人の意思疎通が困難な場合に、手話を用いて意思疎通の支援を行う人。都道府県が実施する全国手話通訳者統一試験に合格して手話通訳者として登録された人。

●身体障害

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、脳性麻痺、内部障害等がある。

●精神障害

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障害により、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障害、てんかん、精神薬物による中毒・依存等がある。

●成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神に障がいのある人などを法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

●相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供にあたる相談支援従事者

た

●地域生活支援事業

「障害者総合支援法」第77条及び第78条に規定されている事業で、市町村にあっては「障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業」、「障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業」、「障害者等、障害児の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業」、「成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業」、「成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業」、「手話通訳者の派遣等を行う事業」、「日常生活用具の給付または貸与、手話奉仕員の養成を行う事業」、「障害者等の移動を支援する事業」、「障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業」が必須事業とされている。

●知的障害

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断等）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

●特別支援学級

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等のある児童生徒のために、小・中学校に設置された学級。

●特別支援学校

従来のろう・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

な

●難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）

●ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

は

●発達障害

自閉症スペクトラム障害、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。（「発達障害者支援法」第2条）

●ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

や

●要約筆記

難聴者や中途失聴者等に、会議や授業等の内容を、手話ではなく文字を筆記してコミュニケーションを図るもの。

ら

●療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障害に関し心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療または訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

第 6 期宍粟市障害福祉計画
第 2 期宍粟市障害児福祉計画

発行：宍粟市 健康福祉部 障害福祉課

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
TEL 0790-63-3101（直） FAX 0790-63-3062
